

卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、買受人の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。

- (1) 市場における入荷数量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれのあるとき。
- (2) 買受人に対して卸売をした後に残品を生じたとき。
- (3) あらかじめ締結した契約に基づき他の卸売市場等に卸売をするとき。

「自己買受の禁止」については、現行のままとしたい。

卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む。）は、市場において、卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。ただし、卸売業者が水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づく経済事業の推進上、物品を買い受ける必要があり、かつ、価格形成の公正が保持される場合にあっては、この限りでない。

市： 第何条第何項等の条項については、他の条項の追加等により繰下等があるが、【その他の取引ルール】に係る「受託拒否の禁止」「第三者販売の禁止」「自己買受の禁止」については、現状の業務規程のまま進めていきたいが、別途、稚内市地方卸売市場買受人組合にも意見聴取させていただきます。

令和元年 10 月 9 日

稚内市地方卸売市場
開設者
稚内市長 工 藤 広 様

上記、議事録とおり意見聴取が行われたことを確認しました。

稚内機船漁業協同組合
代表理事組合長 風 無 成

